平成20年度　税制改正について

◆　地震保険料控除の創設

地震保険料控除とは、納税者が特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

地震保険料控除の計算式
市県民税　支払った地震保険料×１／２＝地震保険料の控除額（最高２５，０００円）
所得税　　支払った地震保険料の　全額＝地震保険料の控除額（最高５０，０００円）

また平成１８年の税制改正で、平成１９年分より損害保険料控除が廃止されました。
しかし、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。（控除額は従来どおり所得税１万５千円・住民税１万円。ただし、この経過措置と地震保険料控除の両方を適用できる場合の控除の上限は所得税５万円・住民税２万５千円となります）
一定の長期損害保険契約等とは、次の要件を満たすものとなります。
①平成１８年１２月３１日までに締結した契約（保険期間または共済期間の始期が平成１９年１月１日以後のものは除く）
②満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が１０年以上の契約
③平成１９年１月１日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

◆　個人住民税での住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除に係る減額措置）

平成１１年から平成１８年末までに入居した方で、税源移譲により住宅借入金等特別控除限度額が所得税より大きくなり控除しきれない額が発生した場合、控除されなくなった住宅借入金等特別控除を市県民税で控除することができます。

○申告方法
・確定申告をする方の場合は確定申告時に「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」を毎年３月１５日（平成２０年は３月１７日）までに南国税務署に提出してください。
・確定申告をしない方の場合の申告方法（給与所得者等）は「住宅借入金等特別税額控除申告書（給与のみで確定申告を提出しない納税者用）」と源泉徴収票（住宅借入金等特別控除可能額の金額記載があるもの）を毎年３月１５日（平成２０年は３月１７日）までにその年の１月１日現在の住所地の市区町村に提出してください。

○減額方法
申告された年度の市県民税の所得割額から、税源移譲の影響（所得税の税率ダウンによる税額減）で所得税より控除しきれなくなった部分の住宅借入金等特別控除額を減額します。
※税額控除（減額）を受けられる年に関しては毎年申告が必要となります。

○計算方法

平成２０年度市県民税からの控除額	＝	つぎのいずれか少ない金額 ①平成１９年中の所得税の住宅借入金等特別控除限度額 ②税源移譲前の税率で計算した平成１９年中の所得税額	―	③税源移譲後（平成１９年）の税率で計算した平成１９年中の所得税額

◆　税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置（平成１９年度分のみ適用）

平成１９年中の所得が下がり所得税がかからなくなった場合、平成１９年度の市県民税で税負担が上がった分を平成１９年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。そこで、減額申告書を平成１９年１月１日現在の住所地の市区町村に平成２０年７月１日から平成２０年７月３１日までに提出することで、平成１９年度市県民税を税源移譲前の水準（平成１８年度の税率で計算）に減額します。

○対象となる方

平成１８年中と比べて平成１９年中の所得が激減した方など。具体的には下記の条件を両方満たす方です。

平成１９年度市県民税の課税所得金額（分離課税分は除く）	>	所得税と市県民税の人的控除額差の合計額
平成２０年度市県民税の課税所得金額（分離課税分を含む）	≦	所得税と市県民税の人的控除額差の合計額

○減額方法

申告のあった方で条件に該当される方の平成１９年度市県民税を減額（納付済みの方は還付）します。

◆　老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の廃止

平成１７年１月１日現在において６５歳以上（昭和１５年１月２日以前生まれの）の方で、前年の合計所得金額が１２５万円以下の方は、個人住民税が非課税でしたが、この措置が平成１８年度から廃止とされたため、急激な税負担を緩和するための経過措置がとられていました。しかし、平成１９年度をもって経過措置は終了となり、平成２０年度からは現役世代と同じ制度が適用され、全額課税となります。

◆　国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、国税に関する各種手続き（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等）が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数の多い手続きには便利です。

個人の方は、利用しやすくなります

- 国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告することができます。
- 電子申告により所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名および電子証明書を併せて送信した場合に、所得税から５，０００円（その年分の所得税額を限度）を控除（平成１９年分又は２０年分のいずれか１回）できるようになります。
- 平成１９年分以後の所得税の電子申告においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるようになります。（平成２０年１月から適用）

もっと詳しい情報は　**e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）**

利用開始の手続き、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）などe-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。